

十五 小学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教育課程及び指導法に関する科目に係る各教科の指導法の単位のうち、生活の教科の指導法の単位にあつては二単位まで、特別活動の指導法の単位にあつては一単位まで、保育内容の指導法の単位をもつてあつてることができる。

附則

1 この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

2 改正後の教育職員免許法施行規則第六条の表備考第十四号及び第十五号の規定により、小学校又は幼稚園の教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、教育職員免許法等の一部を改正する法律（平成十年法律第九十八号）による改正前の認定課程において修得した教職に関する科目については、第二欄に掲げる科目の単位に於いては、第一欄に掲げる教職に関する科目の単位とみなすことができる。

第一欄	第二欄
教育課程及び指導法に関する科目のうち保育内容の指導法	保育内容に関する科目
教育課程及び指導法に関する科目のうち（情報機器及び技術の活用を含む。）	教育課程一般に関する科目
教育課程及び指導法に関する科目のうち（情報機器及び技術の活用を含む。）	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）に関する科目

○文部科学省令第二十二号

国立教育会館法昭和二十九年法律第八十九号の廃止に伴い、国立教育会館の業務方法書に記載すべき事項を定める省令及び国立教育会館の財務及び会計に関する省令を廃止する省令を次のように定める。

平成十三年三月二十七日

文部科学大臣 町村 信孝

国立教育会館の業務方法書に記載すべき事項を定める省令及び国立教育会館の財務及び会計に関する省令を廃止する省令

次に掲げる省令は、廃止する。
一 国立教育会館の業務方法書に記載すべき事項を定める省令（昭和二十九年文部省令第九号）

二 国立教育会館の財務及び会計に関する省令（昭和三十三年文部省令第二十号）

附則

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第三十九号

社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律（平成十二年法律第百十一号）の一部の施行に伴い、並びに身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条の二第六項、第二十一条の三及び第二十八条第一項の規定に基づき、身体障害者福祉法施行規則及び身体障害者更生援護施設設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十三年三月二十七日

厚生労働大臣 坂口 力

身体障害者福祉法施行規則及び身体障害者更生援護施設設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令

（身体障害者福祉法施行規則の一部改正）

第一条 身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の三を第一条の四とし、第一条の二を第一条の三とし、第一条の次に次の一条を加える。

（法第四条の二第六項に規定する厚生労働省令で定める訓練）

第一条の二 法第四条の二第六項に規定する厚生労働省令で定める訓練は、点字、手話、歩

行及び発声の訓練、残存視力を活用する訓練、人工肛門又は人工膀胱を使用している者に対する社会適応訓練、家事の訓練並びに福祉用具及び情報機器を使用する訓練等とする。

第十五条から第十七条までを次のように改める。

（法第二十一条の三に規定する厚生労働省令で定める訓練）

第十五条 法第二十一条の三に規定する厚生労働省令で定める訓練は、次のとおりとする。

- 一 道路等の通行又は横断、階段又は扉等への対応、公共施設又は交通機関等の利用その他の視覚障害のある身体障害者の安全な通行等に必要となる行動に関する訓練

二 盲導犬を安全かつ効果的に利用できるようにするために盲導犬を利用する予定の視覚障害のある身体障害者次項において、利用予定者」といふ。とともに行う通行等に関する訓練

2 前項第一号に掲げる訓練は、利用予定者の障害の状況、その置かれている環境等に十分配慮されたものでなければならない。

第十六条及び第十七条 削除

第二十二條の四（見出しを含む。）中、「第三十三條」を「第三十四條」に改める。

（身体障害者更生援護施設設備及び運営に関する基準の一部改正）

第二条 身体障害者更生援護施設設備及び運営に関する基準（平成十二年厚生省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第八章 視覚障害者情報提供施設（第四十四條―第四十七條）」を「第九章 視覚訓練施設（第四十四條―第四十八條）」に改める。

第四十七條を第五十二條とし、第四十四條から第四十六條までを五條ずつ繰り下げる。

第八章を第九章とし、第七章の次に次の一章を加える。

第八章 盲導犬訓練施設

（設備の基準）

第四十四條 盲導犬訓練施設には、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該盲導犬訓練施設の効果的な運営を期待することができる場合であつて、当該盲導犬訓練施設が行う訓練に支障がないときは、次の各号（第十号を除く。）に掲げる設備の一部を設けなければならない。

- 一 居室
- 二 食堂
- 三 浴室
- 四 洗面所
- 五 便所
- 六 調理室
- 七 洗濯室
- 八 事務室
- 九 相談室
- 十 犬舎

2 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。
一 居室
イ 一の居室の定員は、二人以下とする。

ロ 階に設けてはならないこと。
ハ 入所者（盲導犬の利用に必要な訓練を受けるために盲導犬訓練施設に入所又は通所する者をいう。第四十七條において同じ。）一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、三・三平方メートル以上とする。

二 以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。相談室

三 犬舎
イ 清潔を保ち、犬の運動及び排せつの場を備えること。
ロ 犬の飼育及び健康管理等に必要な機械器具等を備えること。

3 前二項に規定するもののほか、盲導犬訓練施設は、犬の訓練等に必要となる機械器具等を備えなければならない。

（職員配置の基準）
第四十五條 盲導犬訓練施設には、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。

- 一 施設長
- 二 医師
- 三 看護婦
- 四 獣医師
- 五 訓練指導員

（職員の資格要件）
第四十六條 施設長は、社会福祉事業に五年以上従事した者又は盲導犬訓練施設の施設長として必要な学識経験を有する者でなければならない。

2 訓練指導員は、盲導犬の訓練等に関する相当の知識及び経験を有する者でなければならない。

（健康管理）
第四十七條 入所者については、必要に応じて健康診断を行わなければならない。

（準用）
第四十八條 第十二條の規定は、盲導犬訓練施設について準用する。

附則
この省令は、平成十三年四月一日から施行する。